

大阪大学生物工学国際交流センターオープンラボ等利用内規

(目的)

第1条 この内規は、大阪大学生物工学国際交流センターのオープンラボ及びレンタルオフィス（以下「オープンラボ等」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 オープンラボ等は、バイオテクノロジーに関する科学技術発展の基盤となる独創的、先端的な学術研究の推進を目的とした教育研究及び国際交流のために使用するものとする。

2 オープンラボ等の範囲は、別に定める。

(組織)

第3条 オープンラボ等の円滑な管理運営を図るため、生物工学国際交流センターオープンラボ等利用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(利用資格)

第4条 オープンラボ等を利用することができる者は、原則として大阪大学および大阪大学と共同研究契約等を締結している機関に属する研究者のグループで、バイオテクノロジーに関する学術研究を推進しているかつ/もしくは国際交流を目的に活動をしているグループとする。

2 前項に規定する研究者のグループは、教員を代表者とし、当該研究グループには大阪大学学生を含むことができる。

(利用申請)

第5条 利用者募集中のオープンラボ等の利用を希望する者は、前条に規定する研究グループの代表者（以下「研究代表者」という。）が所定の申請書により、委員会に申請をしなければならない。

(利用許可)

第6条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、利用の申請があった場合は、委員会に諮り、委員会が適当と認めた者について、利用を許可するものとする。

2 委員長は、利用を許可した場合は、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(利用許可の取り消し)

第7条 委員長は、オープンラボ等の利用を許可された者（以下「利用者」という。）がこの内規又は利用許可条件に違反した場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 前項のほか、本センターにおいて特別の必要が生じた場合、又はオープンラボ等の運営上特に必要がある場合は、委員長は委員会に諮ったうえで利用許可を変更、又は取り消すことができる。

(利用期間等)

第8条 オープンラボを利用できる期間は、原則として1年以上3年以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めた場合は、2年間を限度として利用期間の延長を認めることができる。

2 レンタルオフィスを利用できる期間は、原則として1年以上3年以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めた場合は、2年間を限度として利用期間の延長を認めることができる。

3 研究代表者は、利用の許可を受けた後、利用期間を短縮し、又は利用を中止としようとするときは利用期間終了日の3ヵ月前に届け出て、利用期間の変更について委員長（専攻等オープンラボの場合は委員長とそのスペースを管理する組織の長の両方）の承認を受けるものとする。利用期間終了日の3ヵ月前までに提出されなかった場合は、届け出提出月以降の3ヵ月分の利用料を請求するものとする。ただし、委員長が真にやむを得ない理由と認めた場合は、この限りではない。

4 研究代表者は、利用を中止、又は許可された利用期間が満了した場合は、オープンラボ等を原状に回復のうえ、許可された利用期間（前項の場合においては変更後の利用期間）の最終日までに委員会に明け渡さなければならない。

（利用面積）

第9条 オープンラボの貸出し面積の上限は、1申請あたり200㎡を超えないものとする。

（利用上の義務）

第10条 利用者は、施設、備品を常に善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

第11条 利用者が、故意又は過失によりオープンラボ等の施設、備品を損傷、又は滅失、もしくは許可条件に違反したことにより損害を与えた場合は、利用者はこれを原状に回復、又は当該損害の額に相当する金額を弁償するものとする。

第12条 利用者は、オープンラボ等を明け渡す際は、オープンラボ等の状態について委員会の検査を受けなければならない。

第13条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 許可をされた目的以外の用途に利用しないこと。
- （2） 別に定める額の利用負担金を負担すること。
- （3） 研究実施に係る光熱水料等は、利用者が負担すること。
- （4） 研究の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加える場合は、委員長の許可を得ること。
- （5） 前項の変更及び復旧にかかる費用は、利用者が負担すること。
- （6） ゴミは工学研究科の定めた分別ルールに基づき、所定のゴミ置き場へ破棄すること。
- （7） その他、建物の利用に関する運用上のルールおよびセンター長の指示に従うこと。

第14条 この内規に定めるもののほか、オープンラボ等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成26年1月15日から施行し、平成25年5月31日から適用する。
- 2 この内規は、令和3年12月10日に改訂し、令和4年1月1日より適用する。
- 3 この内規は、令和8年2月12日に改訂し、令和8年2月13日より適用する。

大阪大学生物工学国際交流センターのオープンラボ及び
レンタルオフィス利用に関する申合せ事項

1. 大阪大学生物工学国際交流センター オープンラボ等利用内規第2条第2項に定めるオープンラボ等の範囲は、生物工学国際交流センター等利用委員会で決定する。
2. 大阪大学生物工学国際交流センター オープンラボ等利用内規第13条第2号に定める利用負担金は、原則として、年間1㎡あたり1万円とする。
3. 大阪大学生物工学国際交流センター オープンラボ等利用内規第13条第2号に定める利用負担金は、光熱水料費等を固定支払いとする利用者に対して年間1㎡あたり2万円とする。
4. 年度途中で利用を終了する場合は、その年度の利用負担金は、(年間利用負担金) / 12 × (利用した月数) として算出する。ただし、利用期間が1ヶ月に満たない月については日割り計算する。
5. オープンラボ等の利用に係る光熱水料費等は、利用者の負担とし、メーター設置が無い等の理由で固定支払いとする場合は1㎡あたり月額300円(税込み)とする。

附 則 この申合せは、平成25年5月31日から施行する。

3の改訂は、令和3年2月25日から施行する。

3と4と5の改訂は、令和8年4月1日から施行する。